

特別な教育的支援を必要とする子どもたち

LD、ADHD、高機能自閉症への 理解と支援

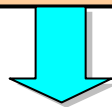


「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より

（平成15年3月、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）

これまで障害の程度等に応じて特別の場で指導を行ってきた**特殊教育**から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う**特別支援教育**への転換を求めています。

これまで特殊教育が対象としてきた障害だけでなく、通常学級において学習上のつまずきや行動特性のために、様々な困難を抱えている、いわゆる、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童生徒も含めて、適切な支援を行うこととなります。



教師一人一人がこれらの障害について理解を深めることや、校内における支援体制を整えることが大切になります。

県教育委員会では、研修を進めるとともに相談支援体制を整えていきます。

新潟県教育委員会

特別な支援を必要とする子どもたち

学習障害 (LD Learning Disabilities の略)とは、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態をいいます。

【学習場面などでは・・・】

話す力はあるが、聞いたことが理解できない。
読んだことは理解できるが、文字が書けない。
筆算の桁がそろえられない。
計算はできるが、図形や文章問題は混乱する。
など

【生活場面などでは・・・】

聞かれたことと関係ないことを言う。
遊びのルールやきまりがわからない。
周囲の状況が理解できない。
友だちの中に入れず、トラブルが多い。
など

注意欠陥/多動性障害 (ADHD Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の略)とは、年齢あるいは発達にみあわない不注意、多動性、衝動性のために著しく困る状況をいいます。

【不注意】

課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。

【多動性】

席についていられず、注意しても立ち歩く。

【衝動性】

順番が待てない。
質問が終わらないうちに答える。
など



高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症をいいます。主な症状は、社会性や行動上の困難さが見られます。

【社会性の障害】

マイペースで、人に合わせるのが苦手である。 視線が合わず、気持ちが悪くあえない。

【コミュニケーションの障害】

言いたいことを一方的に話し、会話にならない。 まわりくどい言い方や冗談がわからない。

【行動の障害】

反復的な変わった行動をする。 特定の習慣や手順に強くこだわる。
など

高機能自閉症の特徴のうち、言語の発達の遅れを伴わないものをアスペルガー症候群と
いいます。

このような子どもたちが示す学習場面や行動上の特徴を親のしつけや本人の性格等に起因するものと捉えず、なぜそのような言動をするのか、その背景を理解して適切な教育的支援を行うことが大切です。

校内における支援の内容と方法

教室では

< 指示の伝え方の工夫 >

聞き取りの苦手な児童生徒には、クラス全体への指示の後、個別にもう一度指示を伝えます。さらに、復唱させたり、行動を見たりしてチェックします。

< 課題の出し方の工夫 >

書くことの苦手な児童生徒には一定の大きさのマス目のあるものを用意します。消しゴムで消したときに破れにくい紙を渡します。読むことの苦手な児童生徒への対応としては教科書の漢字にふりがなをふるようにします。

< 見通しをもたせる >

教室でのルール、決まりごと、スケジュール等は視覚的に分かりやすく掲示し、児童生徒が見て確認できるようにします。一日の予定は朝の会などで児童生徒に説明し、もし変更があれば、できるだけ早く知らせるようにします。

校内では



< 校内委員会の設置 >

特別支援教育は、組織的な支援体制を作ることが大切で、学校全体で進める必要があります。そこでは、校長、教頭、教務主任、担任・関係職員、養護教諭、特別支援教育推進員（コーディネーター）などによる校内委員会を中心とした組織的、計画的な対応が重要です。

< 特別支援教育推進員 >

各学校において、指導的な役割を担うLD、ADHD等特別支援教育推進員（コーディネーター）を指名します。

特別支援教育推進員は、校内委員会で指導・助言を行うほか、専門家チームや関係機関や保護者との連絡調整を行います。

新潟県では平成16年度から、各校で指名した特別支援教育推進員に対して研修を行っていきます。（平成16年度～18年度の3年計画）

< 校内研修会 >

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導を校内で適切に行うためには、教員の十分な共通理解とLD、ADHD、高機能自閉症への専門的知識や理解が欠かせません。そのために、校内研修を組織的に活用し教員の意識改革や教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導力を高めていくことが大切です。

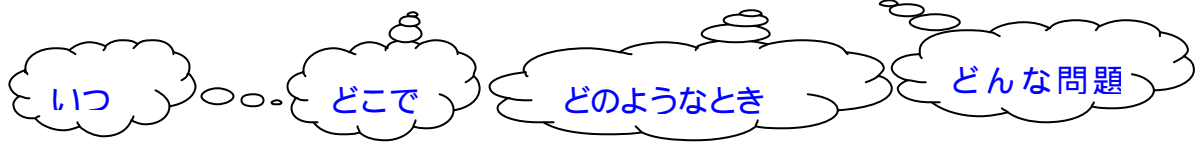
相談支援体制

児童生徒の出すサインに気付き、つまずきや困難などの状況を理解します。

児童生徒一人一人に適切な教育的支援をしていくスタートとなるのは、児童生徒の出しているサインに対して「へんだな?」「どうしてかな?」という担任の気付きです。



そして、「へんだな?」「どうしてかな?」と気付いたら、次に「いつ」「どこで」「どのようなとき」「どんな問題が起こるか」を観察し、問題となっているつまずきや困難などの様子を正確に把握することが大切です。



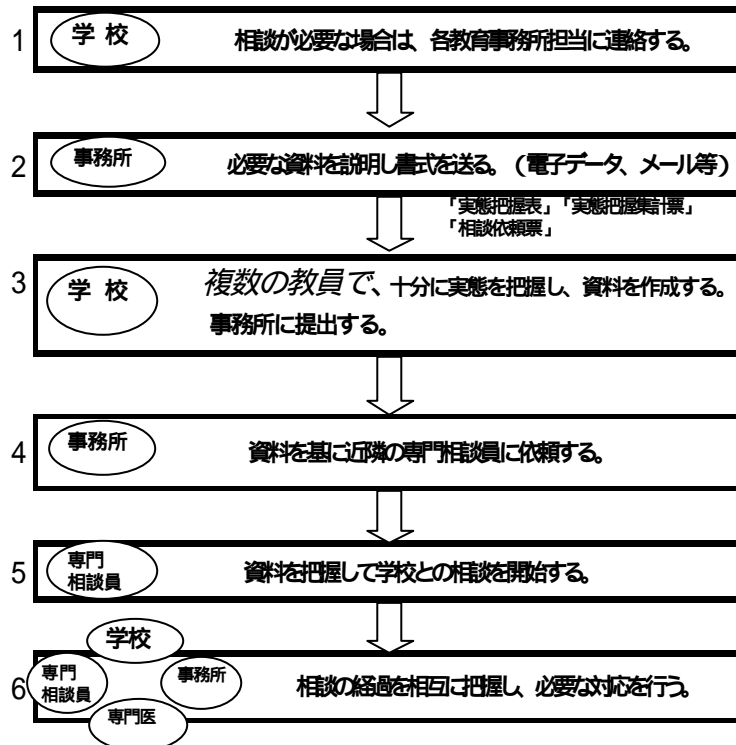
相談が必要な場合

担任の気付きを基に校内委員会で十分に実態把握を行う。

教育事務所を通して専門家に支援の在り方について相談する。



相談に関する手続き



- ・上越教育事務所 学校支援第2課 電話：025-526-9375
- ・中越教育事務所 学校支援第1課 電話：0258-38-2649
- ・下越教育事務所 学校支援第1課 電話：025-231-8358